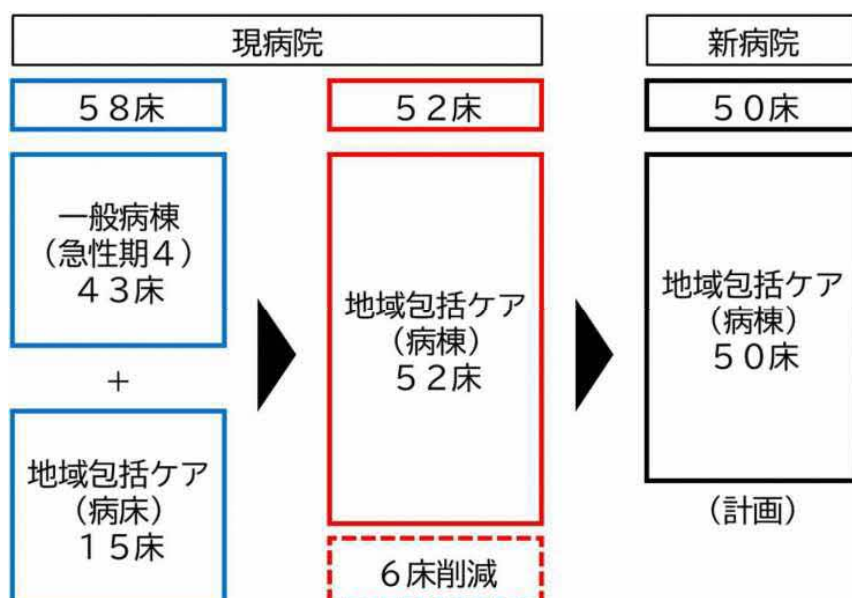


現病院における病棟種別の変更による再整備への影響について

- 第2回肝属郡医師会立病院再整備基本計画策定委員会（令和3年9月22日開催）において、「建設財源について」が協議され【資料4-2】のとおり、病院建設に係る利用可能な財源等として、補助金等の活用を最大限図って行くことされた。
- その中の1つとして挙げられた、「①鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）」の活用が、以下の理由で困難となった。
- 困難となった理由
 - ・ 令和4年度診療報酬改定において、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の施設基準見直しにより、現病院の3階病棟で算定している「急性期入院基本料4」から、「急性期入院基本料6」に移行しなければならず、診療報酬の減収見込みとなった。
 - ・ これによる影響が大きいことから、診療報酬の減収対策として、現病院の3階病棟（定数58床）のうち、一般病棟（急性期入院基本料）として届けている43床と地域包括ケア入院医療管理料（病床）として届けている15床を、全て地域包括ケア病棟へ転換せざるを得ない状況となった。
 - ・ なお、地域包括ケア病棟へ転換するにあたり、病床面積基準（施設基準）により、現在の58床から6床を減らした、52床に変更となる。
 - ・ 経営安定の観点から更なるデータ分析等を重ねた上で、一般病棟から地域包括ケア病棟への転換について最終判断を行うが、転換となれば令和4年10月1日を目途に実施したいと考えている。
- 以上のことから、現病院において「急性期機能病床」から「回復期機能病床」へ転換する事により、「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）」の要件を満たすことができず、本補助金の活用が困難となったものである。

【病床転換のイメージ】



【参考資料】※一部抜粋して掲載している

令和3年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）について

1 目的

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

2 補助対象

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が行う次の事業を補助対象とする。

- (1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

○対象経費及び補助金額（算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費 1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

2 (2)、3、4（省略）

5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。